

栃木県営水力発電所（川治第一発電所ほか6箇所）の電力受給に係る公募型プロポーザル 質問回答書

第1回 令和7(2025)年7月18日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 P5 10(3)	契約保証金の全部または一部免除について、栃木県公営企業財務規程第130条の2(3)に記載の地方自治法施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格を有する者というのは、本件の場合、参加資格3(2)の条件を満たしている者という理解でよろしいでしょうか。その場合、何をもって、「履行しないこととなるおそれがない」と認められるのでしょうか。	契約保証金の全部又は一部免除については、栃木県公営企業財務規程第130条の2の規定により個別に確認します。
2	実施要領 P2 3(2)	「小売電気事業者として電気の販売実績」について、グループ会社の販売実績も含めた電力量として考えてもよいか。	グループ会社の販売実績は含めません。
3	電力受給契約書（案）	契約書（案）について、契約候補者となった後、契約書の内容について変更することは可能か。	変更の内容によりますが、協議いたします。

第2回 令和7(2025)年7月24日

No.	質問項目	質問内容	回答
4	実施要領 P6 別表1	提出書類の写しの可否について 「別表1」に記載されている提出書類につきまして、すべて写し（コピー）での提出でも差し支えないでしょうか。	登記事項証明書及び納税証明書以外は、写し（コピー）で差し支えありません。
5	実施要領 P6 別表1	事業報告書およびキャッシュフロー計算書の提出についてこれらの書類につきまして、弊社で用意がないのですが、提出が必須とされるものかどうか、確認させていただけますと幸いです。	必須です。
6	実施要領 P6 別表1	都税に関する納税証明書の可否について 納税証明書の「提出書類の詳細」の欄において、「国税および県税について滞納がないことを証する」ものという記載がありますが、都税に関する納税証明書は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

第3回 令和7(2025)年7月29日

No.	質問項目	質問内容	回答
7	実施要領 P6 別表1	現在、今年6月末の株主総会後の役員変更登記申請中であり、当該登記完了予定日が8/5となっております。つきましては、同日への資料提出においては、一旦、登記申請書の受領証を提出させていただき、後日登記完了後に登記事項証明書を提出させていただく形でよろしいでしょうか	本質問の理由による場合、後日提出を認めます。 提出期限までに提出いただく書類については、質問内容に記載のとおりで差し支えありません。 また、様式1「参加申込書兼誓約書」の登記事項証明書の備考欄に登記事項証明書の「提出予定日」、「遅れる理由」及び「登記申請書の受領証添付」を記載願います。
8	実施要領 P3 5(1)	参加申込書(正本1部)を提出をする際に、書類の提出の仕方等の指定はございますでしょうか。【例】ホチキス止め等 また、正本と複写で対応にご指定ございましたらご教示頂けますと幸いです。【例】商号を伏せる等	参加申込書の提出の仕方等について、指定はありません。 事業提案書については、正本と複写の区別が分かるように提出願います。 なお、商号を伏せる必要はありません。
9	実施要領 P6 別表1	登記事項証明書と納税証明書の提出は写しでも可能でしょうか。	登記事項証明書及び納税証明書については、原本を提出願います。

第4回 令和7(2025)年7月31日

No.	質問項目	質問内容	回答
10	実施要領 P4 7	一次選考の審査における各評価項目の評価点については以下の通り、本審査と同様という認識でよろしいでしょうか。 1. 買取価格 — 50点 3. 小売電気事業者の経営の安定性 — 15点 5. 供給価格 — 5点 合計 — 70点	お見込みのとおりです。
11	実施要領 P5 10(3)	仮に当社が契約候補者となった場合には契約保証金は必要となりますでしょうか。また、必要となる場合の具体的な納入時期および返還時期をご教示いただけますでしょうか	契約保証金の免除については、栃木県公営企業財務規程第130条の2の規定により個別に確認します。 また、必要となる場合の納入時期は契約締結時まで、返還時期は栃木県公営企業財務規程第130条第5項の規定によります。
12	実施要領 P5 11	前回より審査結果通知含め1ヶ月程度早期化しておりますがどういったご理由からでしょうか	契約候補者との契約締結の手術期間の確保等によるものです。
13	電力受給仕様書 P1 第1章 4(1)	渇水影響をどこまで考慮されているのか把握させていただきたいため、目標売電電力量における出水率の前提をご教示いただけますでしょうか。また、参考までに直近5年の出水率推移をご提示いただけますでしょうか	目標売電電力量については過去の可能発電電力量の平均値をベースに停止作業時間等を含め作成しております。 なお、直近5年の出水率については以下のとおりです。 R6年度：79.7% R5年度：78.7% R4年度：98.4% R3年度：101.0% R2年度：98.5%

No.	質問項目	質問内容	回答
14	電力受給仕様書 P2 第1章 4 (1)	目標売電電力量に関して下記ご教示いただけますでしょうか ・川治第一が現行よりも低位な理由 ・川治第二の2029年度が低位な理由 ・木の俣の2027年度・2029年度が低位な理由	川治第一発電所については、貯水池の運用等によるものとなります。 2029年度の川治第二発電所及び2027年度・2029年度の木の俣発電所については、工事による長期停止を予定しているためとなります。
15	電力受給仕様書 P2 第1章 4 (2)	別紙2および別紙3のエクセルデータをご提供いただけますでしょうか。また、別紙2に関しては30分値データもご提供いただけますでしょうか	別紙2・別紙3のエクセルデータ、及び別紙2の30分値データ(川治第二及び小網発電所を除く)については参加資格者のうち、希望者に提供することは可能です。
16	電力受給仕様書 P4 第2章 1 (5)	「経済的ペナルティが買受人に起因する場合」とは具体的にどのようなケースを念頭に置かれておりますでしょうか	買受人側の何らかの事情により起因した停止等になります。
17	電力受給仕様書 P4 第3章 1	物価上昇等の社会情勢の変化がある場合の見直し協議について、具体的にどのような見直し方法を念頭に置かれておりますでしょうか。また、2028年度を協議タイミングとして設定されているのはどういったご理由からでしょうか。そして、その時期以外は見直し協議は実施不可という理解で齟齬ございませんでしょうか。	見直しの方法含め協議いたします。 また、見直しのタイミングは、中間年度である令和10 (2028) 年度としております。 令和10(2028)年度以外での見直しについては、内容によりますが、協議いたします。
18	電力受給仕様書 P4 第3章 1	契約内容の見直し対象時期については以下どちらのイメージになりますでしょうか。 ・令和10(2028)年度より見直し ・令和10(2028)年度の社会情勢を踏まえて令和11(2029)年度より見直し ・令和10(2028)年度期中より見直し	令和10(2028)年度の社会情勢を踏まえ、令和11(2029)年度からの見直しを想定しております。
19	電力受給仕様書 P4 第3章 1	契約内容の見直しについて、社会情勢の変化等による買取価格の見直しは、買取価格の上昇・下降どちらも対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	電力受給仕様書 P6 別紙1	本契約対象発電所以外の発電所に関する契約状況や活用見通し等について差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか	本プロポーザル以外の内容についてはお答えできません。
21	電力需給仕様書 P3 3 (7)	契約内容の見直し対象時期については以下どちらのイメージになりますでしょうか。 ・令和10(2028)年度より見直し ・令和10(2028)年度の社会情勢を踏まえて令和11(2029)年度より見直し ・令和10(2028)年度期中より見直し	質問回答書の番号18のとおりです。
22	電力需給仕様書 P3 3 (7)	契約内容の見直しについて、社会情勢の変化等による供給価格の見直しは、供給価格の上昇・下降どちらも対象となる理解でよろしいでしょうか。	質問回答書の番号19のとおりです。
23	電力需給仕様書 P4 別紙	非計量(定額電灯)をはじめとした契約種別が低圧の施設へ環境価値を供給する場合、双方のオペレーション負担増が想定されますが、低圧施設への環境価値の供給は必須になりますでしょうか。	原則必須となりますが、非計量(定額電灯)の部分については、協議の上決定するものとします。
24	電力需給仕様書 P2 2 (2) ア	高圧における契約後の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値としますが、特別高圧の契約電力は協議制のため固定されます。変更の場合はお申込みをいただき契約電力が変更となりますのでご了承ください。	契約候補者となった場合、協議いたします。
25	電力需給仕様書 P2 2 (3)	電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用としての料金を精算させていただきます。 1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。	質問回答書の番号24のとおりです。
26	電力需給仕様書 P2 2 (4)	低・高圧（特別高圧含む）混在のため、弊社の適用する約款は低圧と高圧（特別高圧）と分かれておりますが問題ございませんでしょうか。	質問回答書の番号24のとおりです。

No.	質問項目	質問内容	回答
27	電力需給仕様書 P2 2 (4)	高圧（特別高圧含む）につきましては電力量単価が単一となる料金プランでの応札となります。 また、実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価および市場価格調整単価による調整を行うことでよろしいでしょうか。	質問回答書の番号24のとおりです。
28	電力需給仕様書 P2 2 (4)	電気料金の請求は指定された5ブロックに分け、ブロック毎にまとめて5通の請求書とすることでよろしいでしょうか。また、受電場所ごとの内訳を一つの電子データにして添付することとありますが、弊社のWEBサイトより内訳書を閲覧・ダウンロードしていただく事でよろしいでしょうか。	質問回答書の番号24のとおりです。
29	電力需給仕様書 P3 3 (4)	弊社では電気料金の確定に「締め日」を設定しております。 締め日は大口1日検針の場合「毎月8日」、分散検針の場合は「検針日+14日」で設定させていただき、電気料金請求書（払込用紙）の月分および、ご請求対象期間の表示は下記となりますがよろしいでしょうか。 ・大口1日検針（計量日1日）では締め日が「8日」になります。 ・分散検針23日（計量日22日）では、締め日が「7日」になります。 （例）分散検針23日（計量日22日）では、締め日が「7日」になります。 実際のご使用期間（料金算定期間）：2025年10月1日～2025年10月21日 ①電気料金請求書（払込用紙）月分：ご使用いただいた月（10月）ではなく、締め日の月（ご請求対象期間終了日の属する月）が印字されます。本例の場合、2025年11月分と印字されます。 ②電気料金請求書（払込用紙）ご請求対象期間：実際の電気のご使用期間ではなく、前回の締め日の翌日から当該月の締め日までの期間が印字されます。 本例の場合、2025年10月1日～2025年11月7日と印字されます。 ③電気料金請求書（払込用紙）発送日：締め日から2営業日後となります。 本例の場合、発送日は11月11日になります。 また、締め日の設定に伴い電気料金の確定が何らかの原因で遅れてしまい、料金確定が締め日に間に合わなかった場合、締め日時点の0円でご請求が一度発行されてしまいますので予めご了承ください。	質問回答書の番号24のとおりです。
30	電力需給仕様書 P3 3 (4)	電気料金のお支払いが口座引き落としの場合、請求書は郵送されませんので弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」お知らせさせていただきます。締め日翌日8時以降に閲覧・ダウンロードが可能となりますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	質問回答書の番号24のとおりです。
31	電力需給仕様書 P3 3 (5)	一般送配電事業者の託送供給約款の見直し（レベニューキャップ制度）等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用率であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	質問回答書の番号24のとおりです。
32	電力需給仕様書 P3 3 (5)	この仕様書に定めのない電気料金その他の供給条件については、関東管内の送配電事業者に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等をもとに協議するものとするがありますが、弊社が落札した場合、地域を所轄するみなし小売電気事業者の約款等をもとに協議すると読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	実施要領 別紙様式6-1～6-52 42風見発電所	風見発電所に予備線がありますが、別紙様式6-1～6-52 42. 風見発電所の提案供給単価には予備線の基本料金がありません。基本料金単価は常時電力と予備線を合わせた単価を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	実施要領 P2 2 (3) ウ	買受人から県に供給する電気につきましては、再エネ電源由来でCO2排出量ゼロという認識でよろしいでしょうか。 また、トラッキングは必要でしょうか。	CO2排出量ゼロを証する電気を供給していただきます。 また、トラッキングについては求めておりません。
35	実施要領 P5 10 (3)	契約保証金について、銀行保証書でも可能という認識でよろしいでしょうか。 可能な場合、保証書を発行するまでに1か月以上時間を要してしまうのですが、お時間頂けますでしょうか。	契約保証金については、栃木県公営企業財務規程第130条の規定によります。 契約保証金の納付時期は、契約締結時までとなります。
36	実施要領 P3 5 (1) エ	事業提案書2と3のそれぞれの施策において、一部サービスを自社ではなく協業先の協力を得る事を想定しているのが問題ございませんでしょうか。また、事業提案書において協業先の名称を記載しても問題ございませんでしょうか。	問題ありません。 事業提案書に協業先の名称を記載願います。

No.	質問項目	質問内容	回答
37	実施要領 P7 別紙 評価項目2	審査基準の2項目について、栃木県内における電気の地産地消の定義を具体的にご教示いただけますと幸いです。 【例】今回の売電対象となる水力由来の電気を県内需要家へ電力供給するケース 【例】栃木県内に新規に設置する/設置済みの再エネ由来の電気を県内需要家へ電力供給するケース	今回の売電対象となる栃木県営水力発電所（川治第一発電所ほか6箇所）由来の電気を県内需要家へ供給するものです。
38	実施要領 P7 別紙 評価項目2	前質問に関連しますが、県内需要家へ供給する地産地消の電力の割合は任意でしょうか。また、その電力メニューは複数存在しても問題ございませんでしょうか。 【例】県内需要家に供給する30%は、地産地消の電気を活用	地産地消の電力の割合は任意です。 また、電力メニューは複数存在しても問題ありません。
39	実施要領 P7 別紙 評価項目2	「栃木県の施策への貢献が期待できる提案か」の表記があるが、具体的に栃木県のどのような施策を想定されているかご教示お願い致します。 また、施策への貢献において優先度が高い施策があればご教示お願い致します。	特定の施策及び優先度の高い施策を想定しているものではありません。
40	実施要領 P7 別紙 評価項目2	「栃木県の施策への貢献が期待できる提案か」の表記があるが、「貢献が期待できる」、と判断する評価軸についてご教示お願い致します。 【例】環境負荷低減であれば、CO2削減量等 【例】経済効果であれば、県内に還元される期待値（金額）等	評価軸の詳細についてはお答えできません。
41	実施要領 P7 別紙 評価項目2	入札参加者が異なる施策への貢献に対する提案をした場合、どのように相対評価をして配点するかご教示お願い致します。	質問回答書の番号40のとおりです。
42	実施要領 P7 別紙 評価項目4	「栃木県電気事業施設の保守管理向上や職員の技術力向上につながる提案か。」と記載があるが、どのような意図で本項目を設定されたかご教示お願い致します。 また、御庁に上記についてどのような課題があり、どのような改善をされたいかご教示お願い致します。	当県電気事業の課題として、施設の老朽化に伴う修繕・更新工事の増加、人材不足、職員の技術継承・技術向上等があるため、施設の保守管理向上や職員の技術力向上に資する提案を評価項目としたものです。
43	電力受給契約書(案)	電力受給契約書(案)につきましては、「県から買受人に電気を供給する」内容だと思うのですが、電力需給契約書(案)「買受人から県に電気を供給する」につきましては、弊社(買受人)の難型で問題ございませんでしょうか。 仮に御庁の電力需給契約書(案)がございましたらご提示頂く事は可能でしょうか。	質問回答書の番号24のとおりです。
44	電力受給仕様書 P2 第1章 4 (2)	・別紙2で過去の電力量実績をPDFでいただいておりますが、Excelのデータで送って頂くことは可能でしょうか。 ・また別紙2の過去実績では、1コマ1時間単位でMWh表記ですが発電計画をいただく際は、1コマ30分単位48コマのkWh表記で頂くことは可能でしょうか。	・質問回答書の番号15のとおりです。 ・発電計画については、1コマ30分単位48コマのkWh表記で提供可能です。
45	電力受給仕様書 P2 第1章 6	発電計画の変更について天候等により発電量が変更になる場合、1コマ最大でどのくらいの数量が変わりますでしょうか。（【例】6,000kWh→0kWhに発電量が減る等）また、令和6年度の実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。	出水の影響により発電所が停止となる場合、1コマ（30分）で最大約7,000kWh減ることが想定されます。 変更した際の資料について、Excel等でまとめている資料はございません。
46	電力受給仕様書 P2 第1章 6	夜間(17時以降)の変更はありますでしょうか。ある場合、変更に対応できない場合どのような対応になりますでしょうか。	常時（24時間）変更はあり、対応いただく必要があります。
47	電力受給仕様書 P2 第1章 6	過去実績で変更は最大1日何回ありますでしょうか。 また、変更の時間指定(変更するコマは5時間後から等)は可能でしょうか。	1日最大9回の変更実績はあります。 平時における変更の時間指定については、協議とします。
48	電力受給仕様書 P2 第1章 6	計画変更は電話とメールにてExcelで連絡いただけますでしょうか。 また、変更部分を色付け等で明確にいただけますでしょうか。	計画変更について、メールでのエクセル送付及び電話連絡は可能です。 着色等の資料加工については、対応いたしかねます。
49	電力受給仕様書 P2 第1章 6	発電の停止及び制限について 現時点で契約期間中の停止(点検など)する月をご教示いただくことは可能でしょうか。	質問回答書の番号24のとおりです。
50	電力受給仕様書 P2 第1章 6	発電計画のExcelは週間か月間かどちらになりますでしょうか。	発電計画については、当日、翌日、翌々日、翌々々日、週間、月間となります。
51	電力受給仕様書 P4 第2章 1	発電側課金は、弊社負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	電力受給仕様書 P4 第3章 1	契約内容について、買取価格等を見直す記載がありますが、販売価格も協議により見直す認識でよろしかったでしょうか。	栃木県今市発電管理事務所等の電力需給に係る仕様書3その他(7)のとおりです。
53	電力受給仕様書 P50-52 別紙4	時間の項目は分単位の認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、川治第一発電所については発電機2基運転をしており、停止時間については2基分の合計値となっております。

No.	質問項目	質問内容	回答
54	電力需給仕様書 P2 2 (2)	予定使用電力量につきまして、別紙「栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧」の月毎で数量がわかるExcelなどご提供頂く事は可能でしょうか。	栃木県営水力発電所（川治第一発電所ほか6箇所）の電力受給に係る公募型プロポーザル実施要領「別紙様式6-2～6-52(Excel)」のとおりです。
55	電力需給仕様書 P3 3 (3)	・受電場所ごとの内訳書につきましては、弊社が提供するポータルサイトにて【閲覧・印刷】が可能となりますが、問題ございませんでしょうか。 ・また、当社は1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。 ・尚、以下の例のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことで対応可能となりますが、ご了承いただけますか。 【例】庁舎 ○,○○○円 業者A ○,○○○円 業者B ○,○○○円	・ポータルサイトによる閲覧・印刷については問題ありません。 ・請求については、需給仕様書3その他(4)のとおりです。 ・また、尚書きによる支払い方法は、当県では行っておりません。
56	電力需給仕様書 P3 3 (4)	燃料費等調整について、弊社では旧一般電気事業者と同等の単価を適用しておりますが、2025年4月より市場価格調整においては下記の対応としておりますがよろしいでしょうか。 旧一般電気事業者：「検針日が毎月1日」「検針日が毎月2日から月末までのいずれか」 弊社：全て「検針日が毎月2日から月末までのいずれか」を適用 ※「検針日が毎月1日」の確定値は翌月初に公表されているが、請求作業の都合で同単価の適用が極めて困難となったため	問題ありません。
57	電力需給仕様書 P3 3 (4)	燃料費等調整について、近年電力会社によっては燃料費調整額の算定が異なっており、下記の例のように入札単価にも大きく影響があるため、入札条件が公平ではなくなっているかと存じます。そのため、当該地域の旧一般電気事業者の定める燃料費等調整額を上回らない(又は同額となる)こととしうえで、受注者の電気需給約款等に定める燃料費等調整により算定するものとするのが適切かと思料いたしますが、いかがでしょうか。 【例】請求単価を[20.00円]と想定した場合 A社 入札単価 21.00円 (燃料費等調整単価 -1.00円) B社 入札単価 15.00円 (燃料費等調整単価 +5.00円) 落札	供給価格の算定に当たっては、需給仕様書3その他(4)のとおりです。
58	電力需給仕様書 P3 3 (7)	地域の旧一般電気事業者が燃料費(等)調整の算定諸元の見直しを伴う価格改定をした場合、割引率を変えずに同様の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議にご対応いただけますか。	質問回答書の番号24のとおりです。
59	電力需給仕様書 P3 3	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ※種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか・契約電力をご指示ください。	風見発電所に予備線があります。なお、別紙様式6-1～6-52 42. 風見発電所の提案供給単価における基本料金単価については、常時電力と予備線を合わせた単価で記載願います。
60	実施要領 別紙様式6-1～6-52	低圧の電灯に関して従量料金が3段階に分かれている為、様式を編集し対応する事は可能でしょうか。	別紙様式6-2～6-52(Excel)については編集の上記載しても問題ありませんが、様式6 (Word)については編集せず元の様式で提出願います。
61	実施要領 P5 10 (3)	・契約保証金について、5年分の契約金額の10%を一括で納入することでしょうか。期限にどのくらいの猶予期間がありますか。 ・保証金はどのタイミングで返金されますか。 ・栃木県公営企業財務規程第130条の2にある履行保証保険契約を締結する保険会社は弊社側で決めて良いでしょうか。	・契約保証金額は一括で、契約締結時までとなります。 ・返還時期は栃木県公営企業財務規程第130条第5項の規定によります。 ・履行保証保険契約の保険会社については、お見込みのとおりです。
62	電力受給仕様書	買い取る水力発電所の非化石証書は全て非FIT非化石証書ということで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	電力需給仕様書 P3 3 (4)	・燃料費調整について県の承諾が必要とのことですが、どのタイミングで承諾をいただくのでしょうか。 ・環境価値については30分同時同量を求めないとは、どういう意味でしょうか。 ・供給する電気に付帯する非化石証書は買い取った水力発電所由来であることは必須でしょうか。	・燃料費調整については、契約候補者となった場合、協議いたします。 ・環境価値を供給する際に、電力の実際の使用時間帯と完全に一致させる必要はないという意味です。 ・買い取った水力発電所由来である必要はございません。